

# 幼児教育・保育の無償化 令和元年10月からスタート

## 利用料(保育料)

- 基本的な利用者負担額は**無償**となります。
- **満3歳児から5歳児(小学校就学前)**までの子供が対象です。
- 上記利用料とは別に、法令に基づき、徴収可能な費用、通園送迎費、給食費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、「年収が360万円未満相当世帯の子供」と「収入に関係なく全ての世帯の第3子以降の子供」は、給食費の一部が免除されます。
- 利用料(保育料)について、既に幼稚園や認定子ども園を利用されている方は新たな手続きは不要です。

## 預かり保育料

- 預かり保育は、**月額11,300円**まで無償となります。  
(注) 預かり保育の無償化の対応方法(支給方法)については、保護者が利用料を収めた後、幼稚園等が認定保護者の請求をとりまとめ、市に対して請求を行う「償還払い」の方法を予定しております。
- 共働き世帯の子供など**保育の必要な満3歳児から5歳児(小学校就学前)**までの子供が対象です。  
(注1) 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。(月額16,300円まで無償)  
(注2) 「預かり保育」が無償化の対象となるには、「認定申請書」をご提出いただき、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。  
(注3) 「保育の必要性の認定」の要件は、認可保育所等の要件と同等です。  
※月64時間以上の就労・就学・介護・看護・妊娠・出産後間もない場合・求職活動等。

## 支給額の算定

- 無償化対象は、施設へ収める利用料と支給限度額を比べて低い額が対象となります。
- 利用日数に応じて月額を支給限度額は変動します。(450円×利用日数) (算定のイメージ)

	利用料	利用日数	支給限度額 (450円×利用日数)	無償化対象	保護者負担額
例①	4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
例②	9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

お問合せ先

沖縄市 こどものまち推進部 保育・幼稚園課

**☎098-939-1212** (内線3173・3174)